

千葉県飲食店感染防止対策認証事業について

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、認証モデル事業を千葉市内の飲食店を対象に実施してまいりました。

モデル事業について、ハード・ソフト面での検証を踏まえた改善を行ったうえで、飲食店における感染防止対策を県が認証する制度を、県内全域で実施することとしました。

厳しく設定した認証基準を適用し、基準の達成に必要となる設備の整備費用等への支援を行うとともに、高いレベルでの対策が講じられていることを踏まえ、認証店に対しては、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。

ただし、当面の間は、まん延防止等重点措置区域を除きます。

1 飲食店感染防止対策認証事業について

(1) 対象

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

(2) 認証基準（別添参照）

業種別ガイドライン等よりも厳しい対策を求める基準としたモデル認証基準のレベルを維持しつつ、専門家の意見等を更に反映し、推奨項目や選択項目を増やしました。

- ・ 選択項目を1項目追加し、「4項目中3項目の選択」を「5項目中4項目の選択」へ変更
 - 従業員への感染防止対策についてチェックリストを作成する項目を追加
- ・ 推奨項目を2項目追加
 - ① テーブルの上だけではなく、座席の横にもパーティション等を設置する項目を追加
 - ② 定期的な窓の開放による換気に加えて、常時、2方向の窓開けで換気を行う項目を追加
- ・ 必須項目の「換気の徹底」の項目について、「換気状況についてCO₂（二酸化炭素）センサーを用いて定期的に記録すること」を追加
- ・ 必須項目の「その他」の項目について、「感染防止対策の取組について、利用者の理解を得るための効果的な周知方法について工夫すること」を追加

(3) 手続き等

飲食店からの申請に基づき、実際に取組状況を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。その後も継続して対策が取られているかを確認します。

…令和3年7月26日(月)から申請を受付します

2 認証店への支援等

(1) 認証店への要請の取り扱い

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、まん延防止等重点措置区域以外の区域（※1）にある飲食店に対して、**県独自に「酒類の提供は20時まで」、「営業時間は21時まで」とすることを要請しているところですが、認証店については要請を行わないこととします。（※2）**

ただし、県民の皆様へ「飲食時は少人数で」という要請をしていることを踏まえ、認証店においても大人数となることがないように、適切な対応をお願いします。

※1：7月21日現在においては、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市以外の区域。

注：上記の対象区域は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合がございますので、御留意ください。

※2：当面の間は、まん延防止等重点措置区域内の認証店については要請の対象となります。重点措置区域等での緩和の是非については、今後検討してまいります。

注：認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 補助制度等

① 認証店について、県ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることを周知します。

② 認証に必要な設備の整備費用について、補助金(上限30万円)を活用できます。

…補助対象：アクリル板、CO₂（二酸化炭素）濃度測定器、加湿器等

…補助率：10/10

また、必要な機械工事の費用について、補助金（上限70万円）を活用できます。

…補助対象：換気設備工事、自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレ改修等

…補助率：3/4

上記予算額：27億5千万円

③ ウイズコロナ社会における店舗診断・レイアウト改善、営業戦略立案等について、認証に向けて専門家の助言を受けることができます。

…初回無料、2回目以降自己負担あり

上記予算額：8千万円

④ 感染症対策を随時確認し、十分ではない場合は、認証を取り消すことがあります。

3 市町村との連携

飲食店の取組状況等については、市町村と連携して確認していきます。

4 お問い合わせ先

認証の申請手続きについては、専用窓口（電話）を開設します。

7月26日から申請受付を開始します。

詳細は千葉県ホームページの下記URLにおいて、26日に公開します。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

千葉県飲食店認証事務局

- ・ 受付時間 10:00～18:00（申請から約1か月の間は、土日祝日含む）
 - ・ 電話番号 043-307-9003
 - ・ メール chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp
 - ・ FAX 043-307-9004
 - ・ 郵送先 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階
- ※ただし、問い合わせは7月26日以降でお願いします。

【参考】千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業の検証（概要）

千葉県では、千葉市内の飲食店を対象に令和3年5月27日から認証モデル事業の受付を開始。これまでに100件を超える申請を受け、26店に対して認証を行いました。

認証店からは、従業員の感染対策に関する意識向上等の効果が認められるという意見がある一方、認証制度を広めるためには、営業時間短縮要請、酒類提供制限の緩和などのインセンティブが必要との意見が見られました。

また、利用客からは、認証店を「感染対策に熱心なお店」として評価する声がありました。

ハード・ソフトの両面から専門家の意見を伺い、

- ・ 座席の横にもパーティションが必要
- ・ CO2センサーを置いて定期的にチェックするだけでなく記録すること。
- ・ 従業員のマスク着用、体調チェック等について実施したことを記録することが望ましい。
- ・ 感染防止対策の取組について、利用者の理解を得るための効果的な周知方法について工夫すること。

といった意見があったことを踏まえ、認証基準等について項目を増やすなどの対応を行いました。

今後も、制度については随時見直し、改善をしていきます。

【問い合わせ】

飲食店感染防止対策認証事業に関すること：商工労働部経営支援課

TEL 043-223-3496

協力要請に関すること：

健康福祉部健康福祉政策課

TEL 043-223-2630